

趣旨

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）（令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）を受け、認証評価機関の評価内容を充実させる観点から、大学評価基準に定めるべき項目として、大学の教育研究活動の状況に関する項目を追加し、内部質保証が更に有効に機能するような評価への改善を図る。

改正概要

本細目省令に規定される認証評価機関が定める機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関すること及び②学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加する。

① 継続的な研究成果の創出のための環境整備

審議まとめにおいて、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われていることが必要であると示されていることを踏まえ、明示的に規定することとした。

② 学修成果の適切な把握及び評価

審議まとめの考え方の根本にある学修者本位の大学教育の実現という観点から重要な要素であり、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも必要であることから、明示的に規定することとした。

施行期日

令和7年4月1日

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百十条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。</p> <p>イ 継続的な研究成果の創出のための環境整備</p> <p>ロ 学修成果の適切な把握及び評価</p> <p>三 六 「略」</p> <p>二・三 「略」</p>	<p>(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)</p> <p>第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 五 「同上」</p> <p>二・三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和6年2月6日（火曜日）～令和6年3月6日（水曜日）
- (2) 告知方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、報道発表
- (3) 受付方法：e-Gov（電子政府の総合窓口）、郵送・電子メール

2. 意見総数

件数：4件

3. 主な意見の概要

- 学生の状況を把握し、学修成果を適切に評価することは教育を行う上で必須であり、また大学教員自らが研究を行い、その成果を教育に還元することは必要不可欠であることから、そのための環境整備が省令に明記されることで、大学側の体制が整えられることを期待する。
- 定めた項目の主体が大学の経営主体が行うことなのか、教員が行うことなのか不明確である。
- 項目立ての順番はロ、イの順番が適切である。
- 「研究成果の創出」は重要だが、今回のように機関別、分野別の共通事項とするのであれば「研究活動のための環境整備」でどうか。